



2024年6月28日

各位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ  
代表者名 代表取締役会長 矢吹 満  
(コード番号:8927 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員管理担当 安田 俊治  
(電話番号 03-5434-7653)

### 第三者割当による第3回～第5回新株予約権（行使価額固定型）の発行に関するお知らせ

当社は、2024年6月28日開催の取締役会において、以下のとおり、Cantor Fitzgerald Europe（以下、「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法による第3回新株予約権（行使価額固定型。以下、「本第3回新株予約権」といいます。）、第4回新株予約権（行使価額固定型。以下、「本第4回新株予約権」といいます。）及び第5回新株予約権（行使価額固定型。以下、「本第5回新株予約権」といいます。）、本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下、「本第三者割当」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割当日	2024年7月16日
(2) 発行新株予約権数	30,598 個 第3回新株予約権 13,333 個 第4回新株予約権 6,154 個 第5回新株予約権 11,111 個
(3) 発行価額	総額 5,555,297 円 (本第3回新株予約権 1 個につき 310 円、本第4回新株予約権 1 個につき 139 円、本第5回新株予約権 1 個につき 51 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	3,059,800 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第3回新株予約権 1,333,300 株 第4回新株予約権 615,400 株 第5回新株予約権 1,111,100 株

<p>(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）</p>	<p>2,005,540,297 円（差引手取概算額：1,991,540,297 円） （内訳） 本第3回新株予約権 新株予約権発行による調達額：4,133,230 円 新株予約権行使による調達額：599,985,000 円 本第4回新株予約権 新株予約権発行による調達額：855,406 円 新株予約権行使による調達額：400,010,000 円 本第5回新株予約権 新株予約権発行による調達額：566,661 円 新株予約権行使による調達額：999,990,000 円 差引手取金概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>
<p>(6) 行使価額</p>	<p>当初行使価額 本第3回新株予約権 450 円 本第4回新株予約権 650 円 本第5回新株予約権 900 円 本新株予約権については、いずれも行使価額の修正は行われません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当予定先）</p>	<p>Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって行います。</p>
<p>(8) 新株予約権の行使期間</p>	<p>2024年7月17日から2027年7月16日までとする。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本第三者割当の目的

当社グループは、企業理念である『Partner For Life ～一生涯のお付き合い～』を実現すべく、幾世代の生活を守り続けるエコロジーマンション『シェルゼ』、並びに主力ブラン

ドである賃貸アパートメント『MIJAS（ミハス）』及び賃貸マンション『EL FARO（エルファアーロ）』を主力商品として、他社との差別化を図り安定的な企業成長を続けていくことを経営目標としております。

近年、良質で高稼働な投資用収益不動産に対するお客様の関心が高まりを見せる中、当社グループは情報分析力、事業企画力などの強みを最大限に生かし、立地を厳選し、仕入れコストを低減することによる市況変動リスクへの耐性強化を図りながら物件調達力の強化を推進しております。また、主要ブランド『MIJAS（ミハス）』及び『EL FARO（エルファアーロ）』事業の販売活動においては、国内での販売活動に加え、台湾、シンガポールなど海外の投資家様に向けた海外セミナーを開催し、アジア圏の販売ルートを順次拡大するなど、潜在顧客の掘り起こしと販売活動の強化・推進を図っており、『MIJAS（ミハス）』及び『EL FARO（エルファアーロ）』の供給拡大に積極的に取り組んでおります。

また、当社グループは、2023年7月期より株式会社協栄組、株式会社明豊エンジニアリングの2社の建設会社を新たなグループメンバーとして迎えております。これはグループ各社が事業に特化することにより、『MIJAS（ミハス）』及び『EL FARO（エルファアーロ）』シリーズなど1棟投資用不動産シリーズの用地仕入、企画から建設、販売、物件売却後の管理に加え仲介や賃貸募集、リノベーション提案など、商品創りから管理までの当社グループで一貫したサービスを提供することにより、高品質、高稼働率な収益性の高い投資用不動産商品を主力事業として事業活動を展開しております。しかしながら、昨今においては、新型コロナウイルス禍に対する行動制限の緩和により経済活動の正常化傾向が見られるものの、金融引き締めに伴う景気の下振れリスクがある中、ロシア・ウクライナや中東における社会情勢の動向が懸念されており、今後の景気及び金融市場の先行きは依然として不透明な状況にあります。以上の状況を踏まえ、当社グループは、安定的に事業継続を行うべく、強固な財務体質の構築と流動性資金の確保のため、本第三者割当による資金調達を実施することにより、今後のさらなる成長及び企業価値の向上をもって既存株主の利益に貢献することができるとの判断に至り、本第三者割当の実施を決議いたしました。

## （2）資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当てることにより、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う段階的な資金調達による資本の拡充を目的とするものです。様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した本資金調達方法のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法との比較等を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

- ① 対象株式数を1,333,300株とし、行使期間を3年間とする、行使価額が450円に当初固

定されている本第3回新株予約権

② 対象株式数を615,400株とし、行使期間を3年間とする、行使価額が650円に当初固定されている本第4回新株予約権

③ 対象株式数を1,111,100株とし、行使期間を3年間とする、行使価額が900円に当初固定されている本第5回新株予約権

なお、本新株予約権の行使期間は、いずれも2024年7月17日から2027年7月16日までです(但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とします)。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本第3回新株予約権の行使価額は450円(発行決議日の直前取引日の終値391円の115%)、本第4回新株予約権の行使価額は650円(発行決議日の直前取引日の終値391円の166%)、本第5回新株予約権の行使価額は900円(発行決議日の直前取引日の終値391円の230%)に固定されており、かかる水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとなっております。

以上のとおり、本新株予約権は当初行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権となっております。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に新株式を発行できることを期待して設定したものです。

当社は、今後、当社の業績向上に伴って当社の企業価値が高まり、当社株価も持続的・安定的な上昇トレンドを実現できるものと予測しております。かかる当社の予測と過去の株価推移等を考慮し、割当予定先と協議のうえ、本第3回新株予約権、本第4回新株予約権及び本第5回新株予約権の行使価額を450円、650円及び900円の3段階に設定いたしました。

### (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「他の資金調達方法との比較」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「本資金調達スキームの特徴」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

本資金調達スキームの特徴

<メリット>

#### ① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から3,059,800株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定

の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

#### ② 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少リスクの軽減

本新株予約権は現在株価よりも高い水準で行使価額が設定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定していることから、当社株価が行使価額を下回る局面においては、本新株予約権の行使が行われません。したがって、当社株価が行使価額を下回って推移する局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避される設計となっています。

#### ③ 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

#### ④ 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会で定める取得日の1か月前までに本新株予約権者に書面により通知することによって、残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができる設計となっています。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や当社の資本政策方針が変更になった場合には、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

#### ⑤ 行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、一定の条件に基づき、割当予定先に対して通知することにより、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

#### ⑥ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となります。

#### ⑦ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買受契約において譲渡制限が付されており、当社の事前の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

#### <デメリット>

##### ① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から 3,059,800 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

##### ② 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、割当予定先による行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権は、各回号の行使価額を現在株価よりも高い水準に設定しており、原則として当社株価が当該各行使価額を超えて初めて権利行使が行われます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではありません。したがって、当初に満額が調達される資金調達方法と異なり、実際に資金を調達するまでに一定期間を要します。

##### ③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

当社株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移する場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が実行できない可能性があります。

##### ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

#### 他の資金調達方法との比較

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

##### 1) 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の現状の時価総額・流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは事実上も困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

##### 2) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

##### 3) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方で、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレートガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では

適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

#### 4) 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

#### 5) 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

#### 6) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適切ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

#### 7) 金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的 low コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達については今後も引き続き検討対象となり得るものの、当社の中長期的成長を図ることを前提とした資本性調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと思料されます。したがって、今回の資金用途について全面的に負債調達によることは資本調達手法として適切でないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待で

きます。また、本新株予約権は、本新株予約権者に当社取締役会で定める取得日の1か月前までに通知することによって残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2,005,540,297	14,000,000	1,991,540,297

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 (5,555,297円) に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (1,999,985,000円) を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用、登記費用、有価証券届出書作成費用、証券代行手数料等の合計額です。なお、発行諸費用については概算額であり、変動する可能性があります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
本第3回新株予約権	4,133,230円	599,985,000円
本第4回新株予約権	855,406円	400,010,000円
本第5回新株予約権	566,661円	999,990,000円
合計	5,555,297円	1,999,985,000円

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
I 開発用地取得費	313	2024年8月～2027年7月
II 開発費	1,679	2024年8月～2027年7月
合計	1,992	

(注) 1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、行使価額が調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。

2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。

不動産開発事業では、開発用地取得費及び建築費並びに開発プロジェクトを進めるために必要なその他経費（設計費・仲介手数料等）の支払のための資金が必要となります。

当社は、現時点で、2025年7月期において、東京都心エリアを中心とする不動産開発事業において、開発用地取得費として1,772百万円及び開発費として9,513百万円の総額11,285百万円を支出することを検討しております。なお、上記の開発用地取得費（1,772百万円）は、既に取得にかかる売買契約締結済みの開発用地取得費を集計したものであります。

本第三者割当による調達資金1,992百万円については、開発用地取得費に313百万円、開発費に1,679百万円をそれぞれ充当する予定です。支出予定時期に関しましては、本新株予約権の行使期間が3年間であるため、支出予定時期の終了を2027年7月としておりますが、本新株予約権の行使による資金調達が順調に進捗した場合には、当該調達資金は早期に各資金使途に充当していく予定です。なお、当社は、本第三者割当による調達資金が開発用地取得費及び開発費の支払に不足する部分については、当社事業による余剰資金又は外部調達資金等を充当する予定です。

当社は、従前より1棟の売却価格が500百万円未満の鉄骨造アパート及び400百万円～1,000百万円規模の鉄筋コンクリート造賃貸マンションを中心に開発していますが、上記の開発用地の取得及び開発による開発棟数の拡大により、特徴ある投資用収益不動産の供給拡大を図っていくことを考えています。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の当社の中長期的な企業価値の向上が見込まれることから、本新株式の発行は既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（所在地：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表取締役：山本 顕三）に算定を依頼しました。

当該算定機関は、算定時点の当社株価、株価変動率、配当予想額等を勘案し、本新株予約権の評価を実施しました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼ

す可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、割当予定先との間での協議の結果、払込金額を当該評価額と同額としているため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査等委員4名全員（うち会社法上の社外取締役4名）から、会社法上の職責に基づいて以下の各点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を書面により取得しております。

(i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計がかかる専門知識及び経験を有すると認められること

(ii) 当社と株式会社赤坂国際会計との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社の継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること

(iii) 当社取締役がそのような株式会社赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること

(iv) 本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社赤坂国際会計が本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること

(v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、株式会社赤坂国際会計作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること

(vi) 本新株予約権の発行要項については当社の法律顧問より法的に問題ない旨の見解を得た上で、当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること

(vii) 本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること

(viii) 上記(vii)より株式会社赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第3回新株予約権1,333,300株、本第4回新株予約権615,400株及び本第5回新株予約権1,111,100株であり、本新株予約権が全て行使

された場合に交付される株式数は3,059,800株（議決権数30,598個）であります。2024年1月31日現在の当社発行済普通株式総数30,539,900株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数294,856個）を分母とする希薄化率は10.02%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は10.38%）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、今回の資金調達における資金使途は不動産開発事業における用地取得費及び開発費であり、今回の新株予約権の募集による資金調達を成功させ、上記資金使途に充当することで、当社事業の収益力の向上を図ることが可能となります。また、将来何らかの事由により資金調達の必要性が乏しくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数3,059,800株に対し、2024年6月27日から起算した当社株式の過去6か月間における1日当たりの平均売買出来高は236,191株、過去3か月間における1日当たりの平均売買出来高は263,025株、過去1か月間における1日当たりの平均売買出来高は339,117株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日当たりの売却数量は4,163株であり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高の1.76%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

① 商号	Cantor Fitzgerald Europe
② 本店所在地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU
③ 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Sean Capstick
④ 事業内容	証券業
⑤ 資本金の額	101.2百万米ドル（約163億円）（2022年12月31日現在）（注2）
⑥ 設立年月日	1990年5月24日
⑦ 発行済株式数	-
⑧ 事業年度の末日	12月31日
⑨ 従業員数	56名（2024年2月6日現在）
⑩ 主要取引先	法人
⑪ 主要取引銀行	-

⑫ 大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998% CF & CO., LLC 0.000002%
⑬ 当社との関係等	
資 本 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

- (注) 1. 発行済株式数、主要取引先並びに最近3年間の経営成績及び財務状態については割当予定先は非公開会社であり、一般に公表していない情報であることから、開示の同意を得られていないため記載しておりません。
2. 金額は便宜上、2024年6月27日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル＝160.78円（株式会社三菱UFJ銀行公示仲値）で換算しております。
3. 割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgeraldグループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。）の認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督のもと、2000年金融サービス・市場法（Financial Services and markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社（以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。割当予定先からは、割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを表明する書面を受領し確認しています。以上のことから、割当予定先、その役員及びその主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、割当予定先、その役員及びその主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を

提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。そのような中で、従前より面識のあった複数の金融機関等から資金調達の提案を受け、当社としては、2024年4月上旬頃にキャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本資金調達の提案が当社のニーズに合致する最良の資金調達方法であると判断いたしました。割当予定先からは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有していると伺っております。これにより、海外機関投資家による当社への投資が期待できます。割当予定先の属するCantor Fitzgerald グループは、世界各国に拠点を有する金融サービスグループであり、全世界7,000社以上の機関投資家とのネットワークを有しております。当社としては、このように世界中の機関投資家網を有するCantor Fitzgerald グループに属するCantor Fitzgerald Europe を割当予定先として選定することで、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、今後株主価値向上のために投資家層の多様性拡大を目指す上でメリットがあると考えております。

上記の事情も考慮し、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本資金調達の提案に関して、その後の面談の過程で設計されたスキームや諸条件等が、当社のニーズを満たすものであると判断し、協議交渉等を踏まえ、最終的に2024年5月下旬頃に割当予定先を選定するに至りました。

なお、本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先の保有方針は、純投資であるとの説明を受けています。割当予定先は、当社との間で締結予定の本新株予約権買取契約の規定により、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾を得る必要である旨が定められる予定です。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、割当予定先の2022年12月31日を基準日とするErnst & Young LLPによる監査済財務書類を受領しており、2022年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、割当予定先が本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に要する財産を確保しているものと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先が本新株予約権の払込み並びに

本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフイツジェラルド証券から受けております。

#### 7. 大株主及び持株比率

割当前（2024年1月31日現在）	
矢吹 満	44.81%
株式会社ハウスセゾン	7.45%
株式会社プリマベアラ	7.03%
田中 成奉	2.03%
桑畑 智	1.80%
木村 鉄三	1.69%
株式会社翔栄	1.45%
石原 勝	0.93%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	0.62%
楽天証券株式会社	0.53%

- (注) 1. 割当前の持株比率は2024年1月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しており、小数点第3位を四捨五入して算出しております。
2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。
3. 当社は、上記のほか自己株式1,047千株（2024年1月31日現在）を保有しております。

#### 8. 今後の見通し

本第三者割当は、当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与するとともに、今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」記載の用途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点で当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2021年7月期	2022年7月期	2023年7月期
連結売上高	10,181,094千円	11,160,825千円	15,247,891千円
連結営業利益	982,759千円	1,116,417千円	1,034,873千円
連結経常利益	961,915千円	932,664千円	968,619千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	825,330千円	640,248千円	935,246千円
1株当たり連結当期純利益	34.95円	27.11円	23.73円
1株当たり配当金	8.00円	8.00円	9.00円
1株当たり連結純資産	214.75円	234.19円	237.55円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年1月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	30,539,900株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年7月期	2022年7月期	2023年7月期
始値	204円	226円	186円
高値	304円	233円	263円
安値	178円	169円	168円
終値	227円	186円	227円

② 最近6か月間の状況

	2023年 12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	230円	246円	251円	271円	347円	355円	368円
高値	250円	267円	275円	348円	373円	389円	430円

安 値	222 円	240 円	245 円	264 円	301 円	329 円	351 円
終 値	246 円	251 円	273 円	347 円	355 円	360 円	391 円

(注) 6月の株価については、2024年6月27日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年6月27日
始 値	389 円
高 値	394 円
安 値	388 円
終 値	391 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による株式の発行

払 込 期 日	2023年1月10日
資 金 調 達 の 額	1,028,807,500 円
発 行 価 額	1株につき金175円
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	5,878,900 株
募 集 後 に お け る 発 行 株 式 数	30,539,900 株
割 当 先	①矢吹満 5,347,000 株 ②桑畑智 531,900 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	不動産開発用地取得及び開発費用
発 行 時 に お け る 当 初 の 支 出 予 定 時 期	2023年1月～2023年4月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記の支出予定時期に全額充当済み

11. 発行要領

別紙記載のとおり

以 上

**株式会社明豊エンタープライズ**  
**第 3 回新株予約権(行使価額固定型)**  
**発行要項**

本発行要項は、株式会社明豊エンタープライズ(以下「発行会社」という。)が2024年6月28日付の取締役会の決議に基づき、2024年7月16日に発行する第 3 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数  
13,333個
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
4,133,230円
3. 本新株予約権の申込期日  
2024年7月16日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日  
2024年7月16日
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は発行会社の普通株式とし、その総数は1,333,300株とする(本新株予約権1個が行使されることにより発行会社が発行会社普通株式を新たに発行又はこれに代えて発行会社の有する発行会社普通株式を処分(以下、発行会社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)。但し、第6項に基づき交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
6. 新株予約権の目的となる株式の数の調整
  - (1) 第11条の規定により発行会社が行使価額(第9条第1号に規定する行使価額)の調整を行う場合は、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額と上記算式による調整後行使価額は、第 11 条に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用開始日は、第11条第2号及び第4号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、発行会社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本回新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11条第2項第6号に定める場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり 310円(本新株予約権の払込総額4, 133, 230円)

8. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しない。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される発行会社普通株式 1 株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初450円とする。
- (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は現金とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額(ただし、第11条により行使価額を調整する場合には、調整後行使価額)に交付株式数を乗じた額とする。

10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の割当てがなされた後、本項第 2 号に定める事由により、発行会社の発行済普通株式数が増減し、又は変動する可能性がある場合、発行会社は、次の算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整するものとする：

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行} \\ & & \text{株式数}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \\ & & \text{処分株式} \times \text{1株当たり} \\ & & \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \\ & & \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額を調整する場合及び調整後行使価額を適用する場合は、次に定めるところによる。ただし、発行会社又は発行会社の関係会社(財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める「関係会社」をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員及び従業員に対するインセンティブとしての新株予約権、株式その他の証券若しくは権利の割当ては、この限りでない:

- (i) 本項(3)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式を交付する場合(制限付株式報酬制度に基づき発行会社及び発行会社関係会社の取締役及び従業員に発行会社普通株式を交付する場合、発行会社が発行する取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権付株式(本新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合、本新株予約権付社債(本新株予約権付社債に付されたものを含む。)の交付若しくは行使を請求することにより発行会社が請求することができるその他の有価証券若しくは新株予約権の交付又は会社分割、株式交換、一部株式交換若しくは合併による交付をする場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日の翌日(払込期間が募集の時に定められた場合にあつては、当該払込期間の末日。以下同じ。)以降又は株主に割当てを受ける権利を付与する基準日若しくは株主決定日の翌日以降に適用する。
- (ii) 発行会社の普通株式の分割又は発行会社の普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合  
調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- (iii) 本項(3)(ii)の時価を下回る払込金額をもって、その取得と引き換えに、発行会社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(3)(ii)の時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、発行会社の役員及び従業員並びに発行会社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権付株式又は新株予約権（以下「取得請求権付株式等」という。）の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される発行会社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され発行会社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が発行会社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、発行会社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、発行会社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により発行会社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(3)(ii)に定める時価を下回る対価をもって発行会社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号(iii)又は(v)による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号(vi)に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号(iii)に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号(iii)に定める既発行株式数を超えない場合は、本(iv)の調整は行わないものとする。

- (v) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、発行会社普通株式1株当たりの対価

(以下、本(v)において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項に規定する希薄化防止条項に準ずる調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項(3)(ii)に定める時価を下回る価額になる場合

- (a) 当該取得請求権付株式等に関し、本号(iii)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる発行会社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本項(iii)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (b) 当該取得請求権付株式等に関し、本項(iii)又は上記(a)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され発行会社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号(iii)に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。
- (vi) 株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、本号(i)から(iii)に定める各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、発行会社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該} \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後払込価額}} - \text{(調整前行使価額-調整後行使価額)}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(vii) この号(i)から(v)までに掲げる定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号(i)乃至(vi)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3)

(i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(vi)の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における発行会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値は小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。「取引日」とは、市場において取引が開始される日をいい、以下同様とする。

(iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数を加えるものとする。

(iv) 発行会社の普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における発行会社の有する発行会社普通株式に割り当てられる発行会社普通株式数に含まないものとする。

(v) 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号(iii)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、

その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（発行会社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される発行会社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

(vi) 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号(iv)においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる発行会社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号(v)においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる発行会社普通株式の株式数を加えるものとする。

(vii) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 発行会社は、第2号に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に必要な行使価額を調整を行う：

(i) 株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割又は発行会社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(ii) 発行会社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。

- (iii) 発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
  - (iv) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、発行会社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知するものとする。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行わなければならない。

#### 12. 新株予約権を行使することができる期間

2024年7月17日から2027年7月16日までの期間（以下「権利行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することを義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。

#### 13. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使は認められない。

#### 14. 本新株予約権の取得の事由及び行使の条件

- (1) 発行会社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、発行会社の代表取締役が定める取得日の1か月前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により取得する。発行会社は、取得した本新株予約権を消却する。
- (2) 発行会社は、組織再編行為が発行会社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で発行会社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、発行会社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、発行会社が消滅会社となる合併契約の締結、発行会社が分割会

社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は発行会社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が発行会社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく発行会社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいう。

- (3) 発行会社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、発行会社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、発行会社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを発行会社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、発行会社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も発行会社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより発行会社普通株式を取得した場合は、発行会社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、発行会社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 発行会社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、発行会社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の発行会社の株主総会の決議がなされた場合、発行会社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による発行会社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の発行会社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う発行会社普通株式の併合を承認する旨の発行会社の株主総会の決議がなされた場合は、発行会社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、発行会社取締役会が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、取得した本第3回新株予約権を消却するものとする。
- (5) 発行会社は、発行会社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、

取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

発行会社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、発行会社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の資本金及び資本準備金の増加額
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本準備金の増加額は、前号の普通株式等増加限度額から前号の資本金の増加額を控除した額とする。
16. 新株予約権の行使の方法
  - (1) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、第12条に定める行使期間内に、第18条に定める行使請求場所に当該行使請求に必要な事項を通知する。
  - (2) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、前号の行使請求書を提出するほか、本新株予約権の行使に係る出資財産の全額を、第19条の払込取扱場所において発行会社が指定する口座に送金するものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使は、行使請求に必要な事項の全部が第18条に定める行使請求場所に到達し、本新株予約権の行使に際して出資された財産の全額が前号の指定口座に振り込まれた日に、その効力を生ずる。
17. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替新株予約権とし、その全部について同法の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規程に従うものとする。
18. 行使請求の受付場所  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19. 新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

20. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

21. 会社法等の法律改正への対応

発行会社は、新株予約権の割当てを受けた日以降、会社法その他の法律の改正その他の約款の規定に基づく読替えその他必要な措置を講じなければならない。

以上

**株式会社明豊エンタープライズ**  
**第 4 回新株予約権(行使価額固定型)**  
**発行要項**

本発行要項は、株式会社明豊エンタープライズ(以下「発行会社」という。)が2024年6月28日付の取締役会の決議に基づき、2024年7月16日に発行する第 4 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数  
6,154個
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
855,406円
3. 本新株予約権の申込期日  
2024年7月16日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日  
2024年7月16日
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は発行会社の普通株式とし、その総数は615,400株とする(本新株予約権 1 個が行使されることにより発行会社が発行会社普通株式を新たに発行又はこれに代えて発行会社の有する発行会社普通株式を処分(以下、発行会社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)。但し、第 6 項に基づき交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
6. 新株予約権の目的となる株式の数の調整
  - (1) 第11条の規定により発行会社が行使価額(第 9 条第 1 号に規定する行使価額)の調整を行う場合は、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額と上記算式による調整後行使価額は、第 11 条に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用開始日は、第11条第2号及び第4号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、発行会社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本回新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11条第2項第6号に定める場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり 139円(本新株予約権の払込総額855,406円)

8. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しない。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される発行会社普通株式 1 株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初650円とする。
- (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は現金とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額(ただし、第11条により行使価額を調整する場合には、調整後行使価額)に交付株式数を乗じた額とする。

10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の割当てがなされた後、本項第 2 号に定める事由により、発行会社の発行済普通株式数が増減し、又は変動する可能性がある場合、発行会社は、次の算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整するものとする：

$$\begin{array}{r}
\text{調整後} \\
\text{行使価額}
\end{array}
=
\begin{array}{r}
\text{調整前} \\
\text{行使価額}
\end{array}
\times
\begin{array}{r}
\text{既発行} \\
\text{株式数}
\end{array}
+
\frac{
\begin{array}{r}
\text{新規発行株式数} \\
\text{処分株式}
\end{array}
\times
\begin{array}{r}
\text{1株当たり} \\
\text{払込金額}
\end{array}
}{
\begin{array}{r}
\text{1株当たりの時価} \\
\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}
\end{array}
}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額を調整する場合及び調整後行使価額を適用する場合は、次に定めるところによる。ただし、発行会社又は発行会社の関係会社(財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める「関係会社」をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員及び従業員に対するインセンティブとしての新株予約権、株式その他の証券若しくは権利の割当ては、この限りでない：

(ii) 本項(3)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式を交付する場合(制限付株式報酬制度に基づき発行会社及び発行会社関係会社の取締役及び従業員に発行会社普通株式を交付する場合、発行会社が発行する取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権付株式(本新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合、本新株予約権付社債(本新株予約権付社債に付されたものを含む。)の交付若しくは行使を請求することにより発行会社が請求することができるその他の有価証券若しくは新株予約権の交付又は会社分割、株式交換、一部株式交換若しくは合併による交付をする場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日の翌日(払込期間が募集の時に定められた場合にあっては、当該払込期間の末日。以下同じ。)以降又は株主に割当てを受ける権利を付与する基準日若しくは株主決定日の翌日以降に適用する。

(ii) 発行会社の普通株式の分割又は発行会社の普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合  
調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(iii) 本項(3)(ii)の時価を下回る払込金額をもって、その取得と引き換えに、発行会社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(3)(ii)の時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、発行会社の役員及び従業員並びに発行会社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権付株式又は新株予約権（以下「取得請求権付株式等」という。）の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される発行会社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され発行会社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が発行会社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、発行会社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、発行会社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により発行会社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(3)(ii)に定める時価を下回る対価をもって発行会社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号(iii)又は(v)による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号(vi)に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号(iii)に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号(iii)に定める既発行株式数を超えない場合は、本(iv)の調整は行わないものとする。

- (v) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、発行会社普通株式1株当たりの対価

(以下、本(v)において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項に規定する希薄化防止条項に準ずる調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項(3)(ii)に定める時価を下回る価額になる場合

- (a) 当該取得請求権付株式等に関し、本号(iii)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる発行会社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本項(iii)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (b) 当該取得請求権付株式等に関し、本項(iii)又は上記(a)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され発行会社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号(iii)に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。
- (vi) 株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、本号(i)から(iii)に定める各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、発行会社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該} \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後払込価額}} - \text{(調整前行使価額-調整後行使価額)}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(vii) この号(i)から(v)までに掲げる定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号(i)乃至(vi)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3)

(i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(vi)の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における発行会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値は小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。「取引日」とは、市場において取引が開始される日をいい、以下同様とする。

(iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数を加えるものとする。

(iv) 発行会社の普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における発行会社の有する発行会社普通株式に割り当てられる発行会社普通株式数に含まないものとする。

(v) 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号(iii)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、

その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（発行会社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される発行会社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

(vi) 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号(iv)においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる発行会社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号(v)においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる発行会社普通株式の株式数を加えるものとする。

(vii) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 発行会社は、第2号に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に必要な行使価額を調整を行う：

(i) 株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割又は発行会社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(ii) 発行会社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。

- (iii) 発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
  - (iv) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、発行会社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知するものとする。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行わなければならない。

12. 新株予約権を行使することができる期間

2024年7月17日から2027年7月16日までの期間（以下「権利行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することを義務付けられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。

13. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使は認められない。

14. 本新株予約権の取得の事由及び行使の条件

- (1) 発行会社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、発行会社の代表取締役が定める取得日の1か月前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により取得する。発行会社は、取得した本新株予約権を消却する。
- (2) 発行会社は、組織再編行為が発行会社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で発行会社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、発行会社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、発行会社が消滅会社となる合併契約の締結、発行会社が分割会

社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は発行会社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が発行会社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく発行会社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいう。

- (3) 発行会社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、発行会社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、発行会社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを発行会社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、発行会社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も発行会社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより発行会社普通株式を取得した場合は、発行会社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、発行会社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 発行会社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、発行会社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の発行会社の株主総会の決議がなされた場合、発行会社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による発行会社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の発行会社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う発行会社普通株式の併合を承認する旨の発行会社の株主総会の決議がなされた場合は、発行会社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、発行会社取締役会が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、取得した本第4回新株予約権を消却するものとする。
- (5) 発行会社は、発行会社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、

取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。  
発行会社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、発行会社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の資本金及び資本準備金の増加額
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本準備金の増加額は、前号の普通株式等増加限度額から前号の資本金の増加額を控除した額とする。
16. 新株予約権の行使の方法
  - (1) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、第12条に定める行使期間内に、第18条に定める行使請求場所に当該行使請求に必要な事項を通知する。
  - (2) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、前号の行使請求書を提出するほか、本新株予約権の行使に係る出資財産の全額を、第19条の払込取扱場所において発行会社が指定する口座に送金するものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使は、行使請求に必要な事項の全部が第18条に定める行使請求場所に到達し、本新株予約権の行使に際して出資された財産の全額が前号の指定口座に振り込まれた日に、その効力を生ずる。
17. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替新株予約権とし、その全部について同法の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規程に従うものとする。
18. 行使請求の受付場所  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19. 新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

20. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

21. 会社法等の法律改正への対応

発行会社は、新株予約権の割当てを受けた日以降、会社法その他の法律の改正その他の約款の規定に基づく読替えその他必要な措置を講じなければならない。

以上

**株式会社明豊エンタープライズ**  
**第 5 回新株予約権(行使価額固定型)**  
**発行要項**

本発行要項は、株式会社明豊エンタープライズ(以下「発行会社」という。)が2024年6月28日付の取締役会の決議に基づき、2024年7月16日に発行する第 5 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数  
11, 111個
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
566, 661円
3. 本新株予約権の申込期日  
2024年7月16日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日  
2024年7月16日
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は、発行会社の普通株式とし、その総数は 1, 111, 100株とする(本新株予約権 1 個が行使されることにより発行会社が発行会社普通株式を新たに発行又はこれに代えて発行会社の有する発行会社普通株式を処分(以下、発行会社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)。但し、第 6 項に基づき交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
6. 新株予約権の目的となる株式の数の調整
  - (1) 第11条の規定により発行会社が行使価額(第 9 条第 1 号に規定する行使価額)の調整を行う場合は、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額と上記算式による調整後行使価額は、第 11 条に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用開始日は、第11条第2号及び第4号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、発行会社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本回新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11条第2項第6号に定める場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり 51円(本新株予約権の払込総額566, 661円)

8. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しない。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される発行会社普通株式 1 株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初900円とする。
- (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は現金とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額(ただし、第11条により行使価額を調整する場合には、調整後行使価額)に交付株式数を乗じた額とする。

10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

- (6) 本新株予約権の割当てがなされた後、本項第 2 号に定める事由により、発行会社の発行済普通株式数が増減し、又は変動する可能性がある場合、発行会社は、次の算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整するものとする：

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行株式数} \\
 \text{処分株式}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価} \\
 \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(7) 行使価額調整式により行使価額を調整する場合及び調整後行使価額を適用する場合は、次に定めるところによる。ただし、発行会社又は発行会社の関係会社(財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める「関係会社」をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員及び従業員に対するインセンティブとしての新株予約権、株式その他の証券若しくは権利の割当ては、この限りでない:

(iii) 本項(3)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式を交付する場合(制限付株式報酬制度に基づき発行会社及び発行会社関係会社の取締役及び従業員に発行会社普通株式を交付する場合、発行会社が発行する取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権付株式(本新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合、本新株予約権付社債(本新株予約権付社債に付されたものを含む。)の交付若しくは行使を請求することにより発行会社が請求することができるその他の有価証券若しくは新株予約権の交付又は会社分割、株式交換、一部株式交換若しくは合併による交付をする場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日の翌日(払込期間が募集の時に定められた場合にあつては、当該払込期間の末日。以下同じ。)以降又は株主に割当てを受ける権利を付与する基準日若しくは株主決定日の翌日以降に適用する。

(ii) 発行会社の普通株式の分割又は発行会社の普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合  
調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(iii) 本項(3)(ii)の時価を下回る払込金額をもって、その取得と引き換えに、発行会社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(3)(ii)の時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、発行会社の役員及び従業員並びに発行会社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権付株式又は新株予約権（以下「取得請求権付株式等」という。）の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される発行会社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され発行会社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が発行会社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、発行会社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、発行会社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により発行会社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(3)(ii)に定める時価を下回る対価をもって発行会社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号(iii)又は(v)による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号(vi)に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号(iii)に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号(iii)に定める既発行株式数を超えない場合は、本(iv)の調整は行わないものとする。

- (v) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、発行会社普通株式1株当たりの対価

(以下、本(v)において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項に規定する希薄化防止条項に準ずる調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項(3)(ii)に定める時価を下回る価額になる場合

(a) 当該取得請求権付株式等に関し、本号(iii)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる発行会社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本項(iii)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(b) 当該取得請求権付株式等に関し、本項(iii)又は上記(a)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され発行会社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号(iii)に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

(vi) 株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、本号(i)から(iii)に定める各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、発行会社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該} \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後払込価額}} - \text{(調整前行使価額-調整後行使価額)}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(vii) この号(i)から(v)までに掲げる定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号(i)乃至(vi)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(8)

(i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(vi)の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における発行会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値は小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。「取引日」とは、市場において取引が開始される日をいい、以下同様とする。

(iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数を加えるものとする。

(iv) 発行会社の普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における発行会社の有する発行会社普通株式に割り当てられる発行会社普通株式数に含まないものとする。

(v) 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号(iii)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、

その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（発行会社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される発行会社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

(vi) 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号(iv)においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる発行会社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号(v)においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた発行会社普通株式のうち未だ交付されていない発行会社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる発行会社普通株式の株式数を加えるものとする。

(vii) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(9) 発行会社は、第2号に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に必要な行使価額を調整を行う：

(i) 株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割又は発行会社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(ii) 発行会社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。

(iii) 発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。

(iv) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(10) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、発行会社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知するものとする。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行わなければならない。

#### 12. 新株予約権を行使することができる期間

2024年7月17日から2027年7月16日までの期間（以下「権利行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することを義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。

#### 13. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使は認められない。

#### 14. 本新株予約権の取得の事由及び行使の条件

(6) 発行会社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、発行会社の代表取締役が定める取得日の1か月前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により取得する。発行会社は、取得した本新株予約権を消却する。

(7) 発行会社は、組織再編行為が発行会社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で発行会社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、発行会社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、発行会社が消滅会社となる合併契約の締結、発行会社が分割会

社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は発行会社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が発行会社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく発行会社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいう。

- (8) 発行会社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、発行会社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、発行会社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを発行会社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、発行会社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も発行会社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより発行会社普通株式を取得した場合は、発行会社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、発行会社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (9) 発行会社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、発行会社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の発行会社の株主総会の決議がなされた場合、発行会社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による発行会社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の発行会社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う発行会社普通株式の併合を承認する旨の発行会社の株主総会の決議がなされた場合は、発行会社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、発行会社取締役会が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、取得した本第5回新株予約権を消却するものとする。
- (10) 発行会社は、発行会社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、発行会社は、

取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

発行会社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、発行会社はその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の資本金及び資本準備金の増加額
  - (3) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）。
  - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本準備金の増加額は、前号の普通株式等増加限度額から前号の資本金の増加額を控除した額とする。
16. 新株予約権の行使の方法
  - (4) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、第12条に定める行使期間内に、第18条に定める行使請求場所に当該行使請求に必要な事項を通知する。
  - (5) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、前号の行使請求書を提出するほか、本新株予約権の行使に係る出資財産の全額を、第19条の払込取扱場所において発行会社が指定する口座に送金するものとする。
  - (6) 本新株予約権の行使は、行使請求に必要な事項の全部が第18条に定める行使請求場所に到達し、本新株予約権の行使に際して出資された財産の全額が前号の指定口座に振り込まれた日に、その効力を生ずる。
17. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替新株予約権とし、その全部について同法の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規程に従うものとする。
18. 行使請求の受付場所  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19. 新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

20. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

21. 会社法等の法律改正への対応

発行会社は、新株予約権の割当てを受けた日以降、会社法その他の法律の改正その他の約款の規定に基づく読替えその他必要な措置を講じなければならない。

以上